

専 門	委 員	職 員		給 料	月 額	注 意
		常 勤	非 常 勤			
監査委員	知事任命を有する者のうちから選任された監査委員	常勤の監査委員	給料	八二,〇〇〇円		監査委員のうちから選任された監査委員
		非常勤の監査委員	給料	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
人事委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		人事委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
地方労働委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		地方労働委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
収用委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		収用委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
海区漁業調整委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		海区漁業調整委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
内水面漁場管理委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		内水面漁場管理委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
公安委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		公安委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		

に改まる。

附 則

- (施行期日)
- この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。
 - この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定にか

ついで、昭和四十一年四月一日からこの条例の施行の日の特日までの間は支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

専 門	委 員	職 員		給 料	月 額	注 意
		常 勤	非 常 勤			
人事委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		人事委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
地方労働委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		地方労働委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
収用委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		収用委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
海区漁業調整委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		海区漁業調整委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
内水面漁場管理委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		内水面漁場管理委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		
公安委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		公安委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二九,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二五,〇〇〇円		

専 門	委 員	職 員		給 料	月 額	注 意
		常 勤	非 常 勤			
議会の議員	議員	議長	報酬	二二五,〇〇〇円		議会の議員
		副議長	報酬	一一〇,〇〇〇円		
		議員	報酬	一〇〇,〇〇〇円		
知事	知事	知事	報酬	一九〇,〇〇〇円		知事
		知事	報酬	二二五,〇〇〇円		
		知事	報酬	二二五,〇〇〇円		
教育委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二七,〇〇〇円		教育委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二七,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二七,〇〇〇円		
選挙管理委員会の委員	委員	非常勤の委員	報酬	二七,〇〇〇円		選挙管理委員会の委員
		非常勤の委員長	報酬	二七,〇〇〇円		
		非常勤の委員	報酬	二七,〇〇〇円		

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和四十一年六月二十日
 鳥取県知事 石 啓

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)
 第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表
 一 車賃、日当、宿泊料及び食事料

区 分	車賃 (一キロメートルにつき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 事 料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
一等級の職務にある者	七円	六〇〇円	三、〇〇〇円	六〇〇円
二等級以下四等級以上の職務にある者	六	五〇〇	二、四〇〇	五〇〇
五等級以下の職務にある者	五	四〇〇	二、〇〇〇	四〇〇

備考 宿泊料の算出中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「大蔵省令」という。)で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移動料

区 分	一等級の職務にある者	二等級の職務にある者	三等級の職務にある者	四等級の職務にある者	五等級の職務にある者	六等級以下の職務にある者
鉄道五十キロ未満	三〇、四〇〇円	三三、二〇〇円	三六、〇〇〇円	三九、八〇〇円	四三、六〇〇円	四七、四〇〇円
鉄道五十キロ以上百キロ未満	三三、二〇〇円	三六、〇〇〇円	三九、八〇〇円	四三、六〇〇円	四七、四〇〇円	五一、二〇〇円
鉄道百キロ以上三百キロ未満	三六、〇〇〇円	三九、八〇〇円	四三、六〇〇円	四七、四〇〇円	五一、二〇〇円	五五、〇〇〇円
鉄道三百キロ以上五百キロ未満	三九、八〇〇円	四三、六〇〇円	四七、四〇〇円	五一、二〇〇円	五五、〇〇〇円	五八、八〇〇円
鉄道五百キロ以上千キロ未満	四三、六〇〇円	四七、四〇〇円	五一、二〇〇円	五五、〇〇〇円	五八、八〇〇円	六二、六〇〇円
鉄道千キロ以上二千キロ未満	四七、四〇〇円	五一、二〇〇円	五五、〇〇〇円	五八、八〇〇円	六二、六〇〇円	六六、四〇〇円
鉄道二千キロ以上	五一、二〇〇円	五五、〇〇〇円	五八、八〇〇円	六二、六〇〇円	六六、四〇〇円	七〇、二〇〇円

別表中	五〇〇円	二、六五〇円	二、一〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	三、五〇〇円	二、八〇〇円	七〇〇円
二等級の職務にある者	二八、五〇〇	三三、〇〇〇	四〇、五〇〇	四五、〇〇〇	六四、五〇〇	八四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
三等級の職務にある者	二六、六〇〇	三〇、八〇〇	三七、八〇〇	四二、〇〇〇	六〇、二〇〇	七八、四〇〇	九八、〇〇〇	一二三、二〇〇
四等級の職務にある者	二二、八〇〇	二六、四〇〇	三二、四〇〇	三六、〇〇〇	五一、六〇〇	六七、二〇〇	八四、〇〇〇	一〇五、六〇〇
五等級の職務にある者	二〇、九〇〇	二四、二〇〇	二九、七〇〇	三三、〇〇〇	四七、三〇〇	六一、六〇〇	七七、〇〇〇	九六、八〇〇
六等級以下の職務にある者	一九、〇〇〇	二二、〇〇〇	二七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	五六、〇〇〇	七〇、〇〇〇	八八、〇〇〇

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)
 第二条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「千円」を「千八百円」に、「千五百円」を「二千六百円」に、「二千円」を「三千五百円」に改める。

別表中	五〇〇円	二、六五〇円	二、一〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	三、五〇〇円	二、八〇〇円	七〇〇円
二等級の職務にある者	二八、五〇〇	三三、〇〇〇	四〇、五〇〇	四五、〇〇〇	六四、五〇〇	八四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
三等級の職務にある者	二六、六〇〇	三〇、八〇〇	三七、八〇〇	四二、〇〇〇	六〇、二〇〇	七八、四〇〇	九八、〇〇〇	一二三、二〇〇
四等級の職務にある者	二二、八〇〇	二六、四〇〇	三二、四〇〇	三六、〇〇〇	五一、六〇〇	六七、二〇〇	八四、〇〇〇	一〇五、六〇〇
五等級の職務にある者	二〇、九〇〇	二四、二〇〇	二九、七〇〇	三三、〇〇〇	四七、三〇〇	六一、六〇〇	七七、〇〇〇	九六、八〇〇
六等級以下の職務にある者	一九、〇〇〇	二二、〇〇〇	二七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	五六、〇〇〇	七〇、〇〇〇	八八、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。